

令和5年第4回(12月)定例会

御杖村議会会議録

令和5年12月 7日開会

令和5年12月14日閉会

御杖村議会

◎目 次

第1号（12月7日）	－1－
◎議事日程	－2－
◎本日の会議に付した事件	－3－
◎出席議員（7名）	－3－
◎欠席議員（1名）	－3－
◎会議録署名議員	－3－
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	－3－
◎職務のため議場に出席した事務局職員	－3－
◎〔発言記録〕	－4－
◎開会及び開議の宣告	－4－
◎会議録署名人の指名	－4－
◎会期の決定	－4－
◎諸般の報告（議会運営委員会）	－4－
◎諸般の報告（例月出納検査）	－5－
◎諸般の報告（桜井宇陀広域連合議会）	－5－
◎諸般の報告（宇陀衛生一部事務組合議会）	－5－
◎諸般の報告（東宇陀環境衛生組合議）	－6－
◎諸般の報告会（曾爾御杖行政一部事務組合議会）	－6－
◎行政報告	－7－
◎一般質問	－8－
◎曾爾御杖行政一部事務組合議会議員の選挙について	－8－
◎議案第41号桃俣地区公衆トイレ整備工事に伴う工事請負変更契約の締結について 〔上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託〕	－8－
◎議案第42号桃俣地区配水管布設替工事に伴う工事請負変更契約の締結について 〔上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託〕	－9－
◎議案第43号御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－10－
◎議案第44号特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－10－
◎議案第45号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－11－
◎議案第46号御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－12－
◎議案第47号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－13－

◎議案第48号御杖村印鑑条例及び御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例の 制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—14—
◎議案第49号令和5年度御杖村一般会計補正予算(第7号)の議定について	
[上程、説明、一括総括的質疑、予算決算委員会付託]	—15—
◎議案第50号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[上程、説明、一括総括的質疑、予算決算委員会付託]	—16—
◎議案第51号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について	
[上程、説明、一括総括的質疑、予算決算委員会付託]	—16—
◎議案第52号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について	
[上程、説明、一括総括的質疑、予算決算委員会付託]	—17—
◎議案第53号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について (御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)	
[上程、説明、一括総括的質疑、むらづくり委員会付託]	—18—
◎散会の宣言	—18—
第2号 (12月14日)	—19—
◎議事日程([審議結果])	—20—
◎本日の会議に付した事件	—20—
◎出席議員(7名)	—20—
◎欠席議員(1名)	—20—
◎会議録署名議員	—20—
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	—20—
◎職務のため議場に出席した事務局職員	—21—
[発言記録]	—22—
◎開議の宣言	—22—
◎議案第41号桃俣地区公衆トイレ整備工事に伴う工事請負変更契約の締結について、 議案第42号桃俣地区配水管布設替工事に伴う工事請負変更契約の締結について	
[一括上程、むらづくり委員会委員長一括報告、質疑]	—22—
◎議案第41号桃俣地区公衆トイレ整備工事に伴う工事請負変更契約の締結について	
[討論、採決]	—23—
◎議案第42号桃俣地区配水管布設替工事に伴う工事請負変更契約の締結について	
[討論、採決]	—23—
◎議案第49号令和5年度御杖村一般会計補正予算(第7号)の議定について、議案第50号 令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について、議案第51号 令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について、議案第52 号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について	
[一括上程、予算決算委員会委員長一括報告、質疑]	—23—
◎議案第49号令和5年度御杖一般会計補正予算(第4号)の議定について	
[討論、採決]	—24—

◎議案第50号令和5年度御杖簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[討論、採決] -25-
◎議案第51号令和5年度御杖国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について	
[討論、採決] -25-
◎議案第52号令和5年度御杖介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について	
[討論、採決] -25-
◎議案第53号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について	
[上程、むらづくり委員会委員長報告、質疑] -26-
◎議案第53号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について	
[討論、採決] -26-
◎発委第7号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)	
[上程・採決] -27-
◎発委第8号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)	
[上程・採決] -27-
◎閉議及び閉会の宣言 -27-
◎議事録署名 -29-

(令和5年12月7日)

令和5年第4回(12月)御杖村議会定例会議事日程(第1号)

令和5年12月7日(木)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

・議会運営委員会	11月28日
・例月出納検査	8月・9月・10月分
・桜井宇陀広域連合議会	11月 6日定例会
・宇陀衛生一部事務組合議会	11月24日定例会
・東宇陀環境衛生組合議会	11月30日定例会
・曾爾御杖行政一部事務組合議会	12月 4日定例会

第4 行政報告

第5 一般質問

第6 曾爾御杖行政一部事務組合議会議員の選挙について〔選挙〕

第7 議案第41号〔むらづくり委員会付託〕

桃俣地区公衆トイレ整備工事に伴う工事請負変更契約の締結について

第8 議案第42号〔むらづくり委員会付託〕

桃俣地区配水管布設替工事に伴う工事請負変更契約の締結について

第9 議案第43号〔原案可決〕

御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第44号〔原案可決〕

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第45号〔原案可決〕

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第46号〔原案可決〕

御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第47号〔原案可決〕

御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第48号〔原案可決〕

御杖村印鑑条例及び御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第49号〔予算決算委員会付託〕

令和5年度御杖村一般会計補正予算(第7号)の議定について

第16 議案第50号〔予算決算委員会付託〕

令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について

第17 議案第51号〔予算決算委員会付託〕

令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について

第18 議案第52号〔予算決算委員会付託〕

令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について

第19 議案第53号 [むらづくり委員会付託]

御杖村の公の施設の指定管理者の指定について
(御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(7名)

議長 葛城昌俊君	1番 福田麻衣子君
2番 寺前伊平君	3番 張間裕子君
4番 廣口芳弘君	6番 古川芳明君
7番 山岡隆良君	8番 松岡一生君

◎欠席議員(1名)

8番 松岡一生君

◎会議録署名議員

1番 福田麻衣子君 2番 寺前伊平君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
教育長	鈴木泰弘君
副村長	中嶋英樹君
総務課長	今井智君
むらづくり振興課長	片岡保昌君
教育委員会次長	中村康幸君
住民生活課長	仲子雄史君
産業建設課長	古谷匡敏君
保健福祉課長	川上隆二君
会計管理者	松本慶一君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

散会 午前11時04分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(葛城昌俊君):皆さん、おはようございます。令和5年第4回定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。なお、本日の会議に際し、松岡議員より病気治療のため欠席届が出ております。ただ今の出席議員は7名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の令和5年第4回御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会致します。ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(葛城昌俊君):本日の議事日程は、別紙第1号のとおりとします。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、1番福田麻衣子君、2番寺前伊平君を指名します。

◎会期の決定

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第2、会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの8日間と決定しました。

◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第3諸般の報告を行います。はじめに、11月28日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会、副委員長、古川芳明君。

○副委員長(古川芳明君):議長。6番古川。

○議長(葛城昌俊君):古川芳明君。

○副委員長(古川芳明君):それでは、去る令和5年11月28日に開催いたしました、議会運営委員会の報告をいたします。開催日当日、松岡委員長が欠席されましたので、御杖村議会委員会条例第9条第1項の規定により、副委員長のわたくし古川が、委員長の職務代行をさせていただきましたので、わたくしより報告させていただきます。なお、松岡委員長が欠席されましたが、御杖村議会委員会条例第12条の規定による定足数に達していたことから、12月定例会の運営について協議を行いました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を、12月7日から14日までの8日間とし、全員協議会を8日、むらづくり委員会を11日、予算決算委員会を12日、続会議を14日と

それぞれ決定し、いずれも午前10時の開会といたしました。また一般質問については、通告締め切りを12月4日午後1時までとし、質問日は、12月7日の開会日と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行い、契約2件及び指定管理者の指定1件をむらづくり委員会に、補正予算4件を予算決算委員会にそれぞれ付託することとし、条例6件については、開会日に即決することと致しました。なお、議会提出の曾爾御杖行政一部事務組合議会議員の選挙については、開会日に選挙することと致しました。最後に、次回令和6年第1回定例会の会期を検討するため、継続調査申出書を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(葛城昌俊君):古川副委員長、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(葛城昌俊君):次に、監査委員より議長宛に例月出納検査について、8月から10月分の結果報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会)

○議長(葛城昌俊君):次に、11月6日に開催されました桜井宇陀広域連合議会定例会の報告ですが、議事の進行上、報告書の写しを配布させていただいておりますので、写しをもって報告に変えさせていただきます。

◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)

○議長(葛城昌俊君):次に、11月24日に開催されました宇陀衛生一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員を代表して、3番張間裕子君よろしく申し上げます。

○1番(張間裕子君):議長、1番張間。

○議長(葛城昌俊君):張間裕子君。

○1番(張間裕子君):ただいま、議長の許可を得ましたので、宇陀衛生一部事務組合議会の報告をさせていただきます。去る11月24日金曜日、午前9時30分から令和5年宇陀衛生一部事務組合議会第2回定例会が、宇陀市農村環境改善センター農林会館で開催されました。出席した組合議会議員は13名で、御杖村からは、山岡議員とわたくし張間が出席いたしました。管理者である宇陀市金剛市長の招集挨拶につづき、去る11月19日の御杖村長選で3期目の当選を果たされた伊藤村長の挨拶の後、議事日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定が行われました。会期については、議事終了までと決定され、その後提出されました3議案についての審議に入りました。議案第8号令和5年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出補正予算第1号については、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,292千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ661,698千円とするものです。主な増額理由としては、宇陀衛

生センター管理棟内における、浴室等施設改修工事設計業務委託によるものです。次に、認定第1号令和4年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額 341,890,840円、歳出総額 170,103,349円で、決算の結果、差引171,787,491円の黒字決算となりました。次に議案第9号工事請負契約の変更については、基幹的設備改良工事の工事期間を契約締結の日から令和5年12月15日としていたものを、契約締結の日から令和6年3月22日に変更するものです。理由と致しましては、工事に必要な半導体等の樹脂製品の供給が遅れていることによるものです。提案されました議案3件は、すべて可決・認定され、午前10時20分に閉会しました。以上、簡単ではありますが、宇陀衛生一部事務組合議会の報告といたします。

○議長(葛城昌俊君):張間議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)

○議長(葛城昌俊君):次に、11月30日に開催されました、東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員を代表して、7番山岡隆良君よろしくお願ひします。

○7番(山岡隆良君):議長、7番山岡。

○議長(葛城昌俊君):山岡隆良君。

○7番(山岡隆良君):それでは、令和5年第2回東宇陀環境衛生組合議会定例会報告をさせていただきます。去る、11月30日午前10時より、令和5年第2回東宇陀環境衛生組合議会定例会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。宇陀市からは組合議長として上田議員、組合議員として田中剛志議員、松浦議員、井谷議員が出席いたしました。曾爾村からは組合議員として大向議員、田中稔一議員が出席いたしました。御杖村からは組合議員として古川芳明議員と私が出席いたしました。組合議会定例会につきましては8名出席で議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、芝田管理者の挨拶のち議事に入りました。付議された案件は、議案第1号令和5年度東宇陀環境衛生組合一般会計補正予算第1号について、認定第1号令和4年度東宇陀環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について、以上2件が提案されました。議案第1号は、令和5年度一般会計補正予算について、歳入歳出それぞれ8,813千円の増額予算となっており、増額理由については、井戸ポンプ取替工事、高圧受電設備改修工事等となっております。認定第1号令和4年度一般会計歳入歳出決算について、歳入合計194,923,938円で予算額194,310千円に対し、613,938円の増収。歳出合計188,760,269円で予算額194,310千円に対し、5,549,731円の不用額を生じる内容で、歳入歳出差引残高6,163,669円となっております。以上2件が原案どおり全会一致により可決され、午前10時45分に閉会されました。以上で東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):山岡議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)

○議長(葛城昌俊君):次に、12月4日に開催されました曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員を代表して、4番廣口芳弘君よろしくお願ひします。

○2番(廣口芳弘君):議長、2番廣口。

○議長(葛城昌俊君):廣口芳弘君。

○2番(廣口芳弘君):それでは、去る12月4日午後2時より御杖村議会委員会室において開催されました、令和5年12月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。曾爾村からは、組合議員として佐治議員、東口議員、大向議員が出席し、御杖村からは組合議長として葛城議員、組合議員として私廣口が出席致しました。葛城議長から、1名欠員の報告の報告のあと、議会成立宣言がなされ、会議録署名議員に、4番大向議員、6番わたくし廣口の指名につづき、会期を1日間と決定し、審議に入りました。付議された案件は、議第7号案曾爾御杖行政一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、認定第1号令和4年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議第8号案令和5年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計予算補正第1号についての以上、3議案が提出されました。議第7号案曾爾御杖行政一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、準用しています国家公務員一般職の給与が改定されたことから本組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正するものであります。認定第1号令和4年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、事務局長から歳入総額 34,462,313 円、歳出総額 33,337,643 円、差引額 1,124,670 円、単年度実質収支 380,254 円の赤字決算とする概要について説明あと、大向監査委員より監査報告がなされました。議第8号案令和5年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計予算補正第1号については、令和4年度の繰越金の確定により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 339 千円を追加する、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,456 千円とするものです。歳出における増額は、職員の給与改正による人件費と給食用食料費となっています。以上、提出された3議案はそれぞれ審議を行い採決の結果、原案どおり全会一致で、認定及び可決され、午後2時40分に閉会しました。以上で令和5年12月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告と致します。

○議長(葛城昌俊君):廣口議員、ご苦労様でした。

◎行政報告

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第4行政報告をお願いします。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):12月定例会にあたりまして、行政報告という貴重なお時間をいただき、私の所信を表明させていただきます。去る11月19日執行の村長選挙におきまして、議員皆様方をはじめ、多くの村民、また関係各位の皆さまの絶大なるご支援をいただき、3期目の当選をさせていただくことが出来ました。その重責に対し身の引き締まる思いをいたしております。今回の選挙を通じ、村民皆さまと直接お会いする機会を得、課題や要望を改めて知ることが出来ました。これまで御杖村第四次長期総合計画で計画しました創造、育成、環境のみつつの杖で人生における縁、都市と農村の縁など様々な縁を結び、安心安全な村づくりを進めてまいりましたが、更に住みよい村づくりとして子どもから高齢者まで、すべての村民が快適で幸せに暮らせることができるよう安心、快適な村づくりに取り組んでまいります。主な政策目標としては、1産業の振興支援と担い手の育成、2教育環境の充実と歴史文化の保全、3疾病予防と健康づくりの推進、4高齢者にも優しい生活環

境の確保と充実これら4つの政策を中心に取り組みを進めていく所存でございます。重点施策としては、公共交通の確保と移動支援の再構築、伊勢本街道の保存と整備、旧小学校の利活用を進めていきたいと考えております。このほかにも本村が直面する数々の行政課題につきまして、議員皆様方の貴重なご意見を賜りながら、諸問題解決にまい進する所存でございます。今までと同様に更なるご支援とご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。最後に、本定例会には、契約2件、条例6件、補正予算4件、指定管理1件を提出しております。なお、予算案件については、物価高騰に対する村民への生活支援や、人事院勧告への対応が中心となっています。ご審議いただき可決賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、3期目の所信表明とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):これで、行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第5、一般質問ですが、議員からの通告がありません。

◎曾爾御杖行政一部事務組合議会議員の選挙について [選挙]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第6・曾爾御杖行政一部事務組合議会議員の選挙についてを議題と致します。本案は、当組合議会派遣議員の木村忠雄君が令和5年9月30日付けをもって御杖村議会議員を辞職したことにより、曾爾御杖行政一部事務組合議会議員に欠員が生じたことから、新たに派遣議員1名を選挙するものでございます。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推薦の方法を用いたいと思います。ご異議ありませんか。

「(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推薦の方法を用いることに決定しました。お諮りします。指名については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

「(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。曾爾御杖行政一部事務組合議会議員に、1番福田麻衣子君を指名します。お諮りします。ただいま、私議長が指名しました1番福田麻衣子君を曾爾御杖行政一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、ただいま指名致しました1番福田麻衣子君が曾爾御杖行政一部事務組合議会議員に当選されました。御杖村議会会議規則第33条第2項の規定により、1番福田麻衣子君に当選の告知を致します。福田議員よろしくお願ひします。

◎議案第41号桃俣地区公衆トイレ整備工事に伴う工事請負 変更契約の締結について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第・議案第41号、桃俣地区公衆トイレ整備工事に伴う工事請負変更契約の締結についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(葛城昌俊君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、去る6月の定例会において議決をいただいた工事請負契約について、変更の必要な部分が生じたことから、今般、変更契約を締結したく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。
- 議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第7議案第41号、桃俣地区公衆トイレ整備工事に伴う工事請負変更契約の締結については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第42号桃俣地区配水管布設替工事に伴う工事請負 変更契約の締結について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第8議案第42号、桃俣地区配水管布設替工事に伴う工事請負変更契約の締結についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(葛城昌俊君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、去る6月の定例会にて議決をいただいた工事請負契約について、工事の進捗に伴い変更の必要な部分が生じたことから、今般、変更契約を締結したく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。
- 議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第8議案第42号、桃俣地区配水管布設替工事に伴う工事請負変更契約の締結についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第43号御杖村議会議員の議員報酬等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第9議案第43号、御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員会副委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):特別職の職員の給与に関する法律の改正により、国家公務員特別職の給与が改定されたことから、これに準じて、本村議員の期末手当について改定を行うものであります。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(葛城昌俊君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):改正内容について、ご説明申し上げます。国家公務員特別職の給与改定では、期末手当の年間支給月数を3.3月から3.4月へ、0.1月分引き上げられたことから、それに準じて改定をおこなうものです。条例第7条第2項で、支給月数を定めていますが、改正条例第1条により100分の165を100分の175に改定することより、令和5年度全体の支給月数を0.1引き上げ、年間3.4月とします。また、改正条例第2条は、令和6年度以降の支給月数を定めるものですが、100分の170に改定することにより、年間支給月数を3.40月とするものです。なお、令和5年12月の期末手当については、改正前の規定より12月8日に支給予定となっていることから、附則の第2条の規定により、差額として追加支給することとなります。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

○議長(葛城昌俊君):ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第9議案第43号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願ひます。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9議案第43号、御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第10議案第44号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会副委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(葛城昌俊君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の改正により、国家公務員特別職の給与が改定されたことから、これに準じて、本村特別職の期末手当について改定を行うものでございます。詳細については、総務課長より説明を申し上げます。
- 総務課長(今井智君):議長。
- 議長(葛城昌俊君):今井総務課長。
- 総務課長(今井智君):改正の内容について、ご説明申し上げます。先程の議案第43号と同様の説明となりますが、国家公務員特別職の給与改定に準じて、本村特別職の期末手当年間支給月数を3.3月から3.4月へ、0.1月分引き上げるものです。条例第6条の支給月数を100分の175に改定することより、令和5年度全体の支給月数を0.1引き上げ、年間3.4月とします。また、改正条例第2条では、令和6年度以降の支給月数を定めるものですが、100分の170とすることにより、年間支給月数を3.4月とするものです。なお、附則の第2条の規定により、差額として追加支給することとなります。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議長(葛城昌俊君):ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。
(「討論なし」の声あり)
- 議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第10議案第44号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
(全員／起立)
- 議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10議案第44号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号一般職の職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第11議案第45号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会副委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(葛城昌俊君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正により、国家公務員一般職の給与が改定されたことから、これに準じて、本村一般職員の給与について改定を行うものでございます。詳細については、総務課長より説明を申し上げます。
- 総務課長(今井智君):議長。
- 議長(葛城昌俊君):今井総務課長。

○**総務課長(今井智君)**:改正の内容について、ご説明申し上げます。令和5年の人事院勧告に基づき、国家公務員一般職の給与改定が行われましたので、それに準じて、本村一般職の職員の月例給及び初任給調整手当、期末手当、勤勉手当について改定をおこなうものです。先ず初任給調整手当についてですが、第6条の2第1項で規定しています月額を414,800円を415,600円に改めるものです。期末手当についてですが、第15条第2項では、支給月数を定めていますが、条文に12月に支給する場合においては100分の125の文言を加えることより、令和5年度全体の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、年間2.45月とするものです。同条第3項では、再任用職員の期末手当について定めているものですが、100分の67.5を100分の70に改めることにより、年間支給月数を0.025月引き上げ、年間1.375月とするものです。勤勉手当についてですが、第16条第2項第1号では、支給月数を定めていますが、条文に12月に支給する場合においては100分の105の文言を加えることより、令和5年度全体の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げ、年間2.05月とするものです。同項第2号では、再任用職員の勤勉手当について定めているものですが、12月に支給する場合においては100分の50を加えることにより、年間支給月数を0.025月引き上げ、年間0.975月とするものです。議案書4枚めくっていただきまして、改正条例第2条では、令和6年度以降の支給月数を定めるものです。期末手当についてですが、第15条第2項では、100分の122.5に改定することにより、年間支給月数を2.45月とします。同条第3項の再任用職員については、100分の68.75に改めることにより、年間支給月数を1.375月とするものです。勤勉手当についてですが、第16条第2項第1号では、100分の102.5に改定することにより、年間支給月数を2.05月とします。同項第2項の再任用職員については、100分の48.75に改めることにより、年間支給月数を0.975月とするものです。次に、月例給の改定についてですが、民間給与との格差を解消するため、初任給及び若年層を中心に給料月額を引き上げます。平均で1.1%の改定率となるもので、これにより別表第1行政職給料表及び別表第2医療職給料表を改めるものです。初任給を例に挙げますと、大卒11,000円、高卒12,000円の引き上げとなります。なお、月例給の改定については、令和5年4月1日に遡及して適用されますので、4月からの差額分及び、先に支給された初任給調整、期末手当、勤勉手当との差額については、追加支給することとなります。改定内容は、以上のとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○**議長(葛城昌俊君)**:ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○**議長(葛城昌俊君)**:質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○**議長(葛城昌俊君)**:討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第11議案第45号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○**議長(葛城昌俊君)**:ありがとうございます。全員の起立により、日程第11議案第45号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎**議案第46号御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**
[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第12議案第46号、御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会副委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般職職員の月例給、期末手当、勤勉手当の改定に対応して、フルタイム会計年度任用職員についても改定をおこなうものでございます。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(葛城昌俊君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):改正内容について、ご説明申し上げます。フルタイム会計年度任用職員の給与については、一般職職員の規定に準じ定めているものですが、今回の人事院勧告に沿った内容については、令和5年度内の適用は行わず、令和6年4月1日から適用するものです。従って、改正文第1条における第14条第1項の期末手当の支給月数は、現行と変わらず100分の120とし、第15条第1項の勤勉手当の支給月数は、現行と変わらず100分の100とするものです。改正文第2条では、令和6年4月1日からの施行として、第14条第1項後段及び第15条第1項後段を削る規定を適用することにより、一般職と同様に、年間支給月数について、期末手当が2.45月、勤勉手当が、2.05月となります。月例給についても、人事院勧告に沿って改定した一般職職員の給料表を引用したものととなります。以上が、改正の内容となっております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(葛城昌俊君):ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第12議案第46号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12議案第46号、御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号御杖村国民健康保険税条例の一部を 改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第13議案第47号、御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会副委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の法律の一部が改正され、その改正に伴う関係政令の整備に関する政令により御杖村国民健康保険税条例の一部の改正を行うものでございます。詳細については、住民生活課長より説明申し上げます。

○住民生活課長(仲子雄史君):議長。

○議長(葛城昌俊君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):議案第47号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日に公布され、国民健康保険税の改正部分につきましては令和6年1月1日から施行されることとなったため、御杖村国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。改正の主な内容といたしまして、出産する予定の被保険者及び出産した被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額を免除するものでございます。単胎妊娠の場合は出産予定月の前月から出産月の翌々月までの4ヶ月間を免除し、多胎妊娠の場合は出産予定月の3月前から出産月の翌々月までの6ヶ月間を免除いたします。以上、ご審議、よろしく願います。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第13議案第47号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第13議案第47号、御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号御杖村印鑑条例及び御杖村手数料徴収 条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第14議案第48号、御杖村印鑑条例及び御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会副委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末から住民票の写し及び印鑑登録証明書が取得できるサービスを開始することに伴い関係する条例の改正を行うものでございます。詳細については、住民生活課長より説明申し上げます。

○住民生活課長(仲子雄史君):議長。

○議長(葛城昌俊君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):議案第48号御杖村印鑑条例及び御杖村手数料条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機、いわゆるマルチコピー機を使って、住民票や印鑑証明書を取得できるサービスを令和6年3月から開始いたします。このコンビニ交付サービスを開始することに伴い、本村の印鑑条例及び手数料条例を改正するものでございます。改正の主な内容といたしまして、まず印鑑条例についてですが、マイナンバーカード及びマイナンバーカードの電子証明書機能が搭載されておりますスマホを使ってコンビニ交付サービスを行うことや、これまで窓口で印鑑証明書を取得する際に掲示が必要であった印鑑登録証ですが、マイナンバーカードの掲示でも印鑑証明書を取得できることとする改正となっております。次に手数料条例についてですが、現在窓口で住民票や印鑑証明書を取得した際に200円の手数料をいただいておりますが、コンビニで取得する際の手数料を窓口と同じ200円に定める改正となっております。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第14議案第48号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第14議案第48号、御杖村印鑑条例及び御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号令和5年度御杖村一般会計補正予算(第7号) の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第15議案第49号、令和5年度御杖村一般会計補正予算第7号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに4,105万4千円を追加補正後の総額を29億6,090万5千円とするものでございます。主な内容ですが、重点支援地方交付金を活用した電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業の増額及び高齢者暖房支援地域振興券交付事業の追加、人事院勧告に沿った人件費を増額するものでございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的な質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託すること

にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第15議案第49号、令和5年度御杖村一般会計補正予算第7号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第50号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計 補正予算(第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第16議案第50号、令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ97万3千円を増額し、補正後の総額を1億2,418万9千円とするものでございます。主な内容ですが、歳入では、重点支援地方交付金を活用して、12月から2月分の三ヶ月分の水道料金基本料金の減免を行い、歳出では、人事院勧告に沿った人件費を増額するものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的な質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第16議案第50号、令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第51号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計 補正予算(第4号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第17議案第51号、令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、先ず、事業勘定ですが、歳入歳出それぞれに17万1千円を追加し補正後の総額を2億7,313万5千円とするものでございます。主な内容は、歳入では、基金繰入金の増額を行い、歳出では、財政安定化支援事業を増額するものでございます。診療施設勘定については、歳入歳出それぞれに22万8千円を追加し、補正後の総額を1億1,814万6千円とするものでございます。主な内容は、人事院勧告に沿った人件費を増額するものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的な質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第17議案第51号、令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第52号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正 予算(第2号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第18議案第52号、令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに46万2千円を追加し、補正後の総額を4億9,176万5千円とするものものでございます。主な内容は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費の増額と、介護給付費の実績見込みに合わせて組み替えを行うものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的な質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第18議案第52号、令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第53号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について
(御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第19議案第53号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案ですが、御杖村ケアハウス及び御杖村デイサービスセンターにつきましては、指定管理制度により管理運営を行っているところですが、来年3月末で指定管理期間が終了することに伴い、指定管理についてお諮りするものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第19議案第53号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎散会の宣言

○議長(葛城昌俊君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は12月14日木曜日午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

(午前11時04分散会)

(令和5年12月14日)

令和5年第4回(12月)御杖村議会定例会議事日程(第2号)

令和5年12月14日(木)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 議案第41号〔原案可決〕

桃俣地区公衆トイレ整備工事に伴う工事請負変更契約の締結について

第2 議案第42号〔原案可決〕

桃俣地区配水管布設替工事に伴う工事請負変更契約の締結について

第3 議案第49号〔原案可決〕

令和5年度御杖村一般会計補正予算(第7号)の議定について

第4 議案第50号〔原案可決〕

令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について

第5 議案第51号〔原案可決〕

令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について

第6 議案第52号〔原案可決〕

令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について

第7 議案第53号〔原案可決〕

御杖村の公の施設の指定管理者の指定について

(御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)

第8 発委第7号〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

第9 発委第8号〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(5名)

議長 葛城昌俊君	1番 福田麻衣子君
2番 寺前伊平君	3番 張間裕子君
4番 廣口芳弘君	6番 古川芳明君
7番 山岡隆良君	

◎欠席議員(2名)

8番 松岡一生君

◎会議録署名議員

1番 福田麻衣子君 2番 寺前伊平君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
教育長	鈴木泰弘君
副村長	中嶋英樹君
総務課長	今井智君
むらづくり振興課長	片岡保昌君
教育委員会次長	中村康幸君

住民生活課長	仲子雄史君
産業建設課長	古谷匡敏君
保健福祉課長	川上隆二君
会計管理者	松本慶一君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

閉会 午前10時22分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(葛城昌俊君):皆さん、おはようございます。本日の令和5年第4回定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。なお、本日の会議に際し、松岡議員より病気入院のため欠席届が出ております。ただ今の出席議員は7名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程(第2号)のとおりとします。

◎議案第41号桃俣地区公衆トイレ整備工事に伴う工事請負変更契約の締結について、議案第42号桃俣地区配水管布設替工事に伴う工事請負変更契約の締結について [一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(葛城昌俊君):先ず、日程第1議案第41号、桃俣地区公衆トイレ整備工事に伴う工事請負変更契約の締結について、日程第2議案第42号、桃俣地区配水管布設替工事に伴う工事請負変更契約の締結についての2議案につきましては、むらづくり委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第1議案第41号、日程第2議案第42号について、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、むらづくり委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。廣口委員長。

○4番(廣口芳弘君):議長。4番、廣口。

○議長(葛城昌俊君):廣口委員長。

○4番(廣口芳弘君):それでは、むらづくり委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案第41号及び議案第42号について、審査の経緯並びに経過と結果について、ご報告させていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る12月7日の本会議におきまして、議案第41号の桃俣地区公衆トイレ整備工事、議案第42号の桃俣地区配水管布設替工事それぞれの工事請負変更契約の締結について、議案第53号の御杖村ケアハウス、御杖村デイサービスセンターに伴う御杖村の公の施設の指定管理者の指定について、計3件の案件が付託されたことにより、12月11日に委員会を開催いたしました。当日は、松岡委員を除く委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、議案第41号桃俣地区公衆トイレ整備工事に伴う工事請負変更契約の締結について、議案第42号桃俣地区配水管布設替工事に伴う工事請負変更契約の締結について、それぞれ質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、それぞれの工事において契約金額が増額となった要因など委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、詳細については全員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、2議案ともに全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案第41号桃俣地区公衆トイレ整備工事に伴う工事請負変更契約の締結について、議案42号桃俣地区配水管布設替工事に伴う工事請負変更契約の締結について

のむらづくり委員会の報告とさせていただきます。

- 議長(葛城昌俊君):廣口委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。

◎議案第41号桃俣地区公衆トイレ整備工事に伴う工事請負
変更契約の締結について

[討論、採決]

- 議長(葛城昌俊君):これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第1議案第41号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第1議案第41号、桃俣地区公衆トイレ整備工事に伴う工事請負変更契約の締結については、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第42号桃俣地区配水管布設替工事に伴う工事請負
変更契約の締結について

[討論、採決]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第2議案第42号、桃俣地区配水管布設替工事に伴う工事請負変更契約の締結についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第2議案第42号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2議案第42号、桃俣地区配水管布設替工事に伴う工事請負変更契約の締結については、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案49号令和5年度御杖村一般会計補正予算(第7号)の
議定について、議案第50号令和5年度御杖村簡易水道
事業特別会計補正予算(第1号)の議定について、議案第
51号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)の議定について、議案第52号令和5年度御杖村
介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第3議案第49号、令和5年度御杖村一般会計補正予算第7号の議定について、日程第4議案第50号、令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の議定について、日程第5議案第51号、令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定について、日程第6議案第52号、令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定について以上の4議案につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第3議案第49号、日程第4議案第50号、日程第5議案第51号、日程第6議案第52号について、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):議長、6番山岡。

○議長(葛城昌俊君):山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):それでは、予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案第49号から議案第52号までの補正予算4件につきまして、一括して審査の経過と結果についてご報告いたします。まず、審査の経緯でございますが、去る12月7日の本会議におきまして、令和5年度御杖村一般会計補正予算1件及び特別会計補正予算3件の合計4件の案件が付託されたことにより、12月12日に予算決算委員会を開催いたしました。審査の経過でございますが、各会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。当日は、松岡委員を除く委員及び村長をはじめ各部署の所属長出席のもと審査を行いました。質疑では、一般会計補正予算において中央ヘリポート整備事業に伴う減額の経緯など、委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、詳細については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、補正予算4件ともに全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):山岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第49号令和5年度御杖村一般会計補正予算(第7号) の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。先ず、日程第3議案第49号、令和5年度御杖村一般会計補正予算第7号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第3議案第49号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3議案第49号、令和5年度御杖村一般会計補正予算第7号の議定については、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第50号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第4議案第50号、令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第4議案第50号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4議案第50号、令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の議定については、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第51号令和5年度御杖村国民健康特別会計補正予算(第4号)の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第5議案第51号、令和5年度御杖村国民健康特別会計補正予算第4号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第5議案第51号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5議案第51号、令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定については、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第52号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第6議案第52号、令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第6議案第52号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6議案第52号、令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定については、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第53号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について
(御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)
[上程、委員長報告、委員長質疑]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第7議案第53号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。本案につきましては、むらづくり委員会へ付託した案件でございます。御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、むらづくり委員会委員長より審査経過及び結果の報告をお願いします。廣口委員長。

○4番(廣口芳弘君):議長。4番、廣口。

○議長(葛城昌俊君):廣口委員長。

○4番(廣口芳弘君):それでは、議案第53号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について、その審査の経過と結果について報告させていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございます。審査の経過でございますが、御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンターの両施設における指定管理者の指定について、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、次期更新時における指定期間の延長など、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、詳細については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案第53号御杖村の公の施設の指定管理者の指定についてのむらづくり委員会の報告とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):廣口委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第53号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について
(御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)
[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第7議案第53号について、むらづくり委

員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7議案第53号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定については、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎発委第7号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第8発委第7号、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員会委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第8号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第9発委第6号、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員会委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定によりむらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣言

- 議長(葛城昌俊君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和5年第3回御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時22分閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長

葛城昌俊

御杖村議会議員

福田麻衣子

御杖村議会議員

寺前伊平